

# 令和4年度 給与所得等に係る特別徴収のしおり

## もくじ

1. 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知 …………… P1
2. 特別徴収とは …………… P2～P3
3. 転勤・退職等は届出を …………… P3～P4
4. 退職所得に係る特別徴収 …………… P4～P5
5. 市民税・県民税額の算出方法 …………… P6～P8
6. 特別徴収に関するQ&A …………… P9
7. 糸満市指定金融機関について …………… P9
8. 納入書の訂正の仕方 …………… P10
9. 異動届の書き方 …………… P11～P13
10. 切替申請書の書き方 …………… P15

### ※提出用紙

- ◆給与所得者異動届出書 …………… P14
- ◆特別徴収への切替申請書 …………… P16
- ◆特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 …………… P17
- ◆特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 …………… P18～19
- ◆退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書 …… P20～21
- ◆指定通知書（郵便局で納入するときに使用）…………… P22

### ※糸満市では、**地方税ポータルシステム【eLTAX（エルタックス）】**

による電子申告を受付しています。（給与支払報告書、異動届出書・共通納税など）

- ・無料でご利用できます（PC環境、電子証明書などの準備に費用が必要なものもあります。）
- ・インターネットで、オフィスや自宅のパソコンから簡単に申告できます。

詳しくは、eLTAXホームページを確認してください。



## お知らせ

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収につきまして、平素よりご特別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。市民税・県民税の特別徴収事務手続きについて、この「給与所得等に係る特別徴収のしおり」をご参照ください。

なお、毎年5月末までに以下の書類を送付しておりますので、ご確認をお願いします。

### < 書類のご確認 >

- ・市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
  - ・市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
  - ・納入書（12ヶ月分+予備2枚）
- ※納入書を希望しない事業所等には送付しておりません。

### < 納税義務者のご確認 >

上記の書類に記載されている納税義務者（従業員等）を確認してください。  
※退職・転勤等をしている方が記載されている場合は、すみやかに「給与所得者異動届出書」のご提出をお願いします。

## 問い合わせ先



〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

**糸満市役所 税務課**

電話 (098) 840-8128

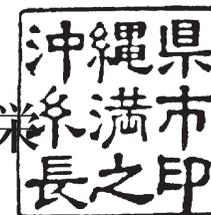
FAX (098) 840-8153

## 1. 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知

特別徴収義務者

糸満市長 當 銘

真 栄



市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

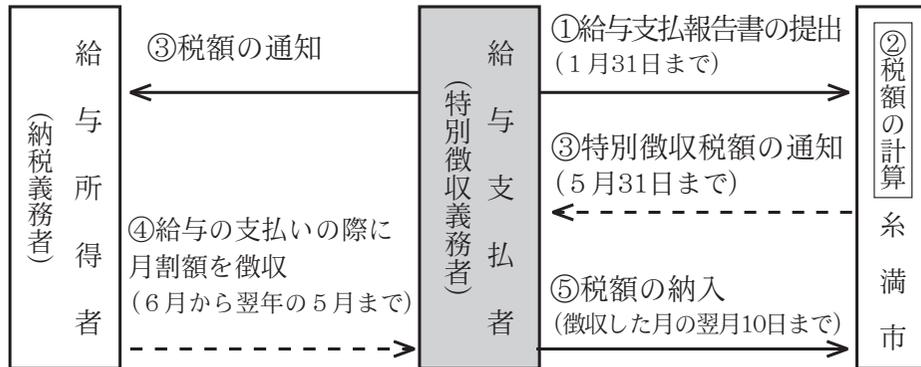
さて、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに糸満市税条例第45条の規定によって、あなたを令和4年度市民税・県民税の特別徴収義務者に指定します。つきましては特別徴収税額の通知書を別紙のとおり送付しますので、特別徴収での納入方よろしくお願い致します。(指定番号は別紙「税額通知書」をご参照ください)

なお、取り扱いにつきましては、この「しおり」をご参照のうえ、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 2. 特別徴収とは

### ●市民税・県民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行なうときに、その支払う給与から各受給者（納税義務者）の市民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。



### ●特別徴収を受ける方

令和3年中に給与所得があり、令和4年4月1日現在で給与の支払いを受けている方については、前年の所得に基づいて確定した市民税・県民税を特別徴収の方法によって給料から分割して徴収することになっています。

### ●給与以外の所得があるときは

給与所得以外の所得があるときは、これにかかる所得割の税額は、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

ただし、納税義務者からこの分を普通徴収の方法で納付したいとの申出がある場合は、給与所得と分離して普通徴収により納めることができます。

公的年金等に係る税額は年金等からの特別徴収となります。

### ●納税義務のない方（くわしくは6ページへ）

令和4年1月1日現在、次のいずれかに該当する方で、令和3年中の合計所得金額が135万円（給与収入にして204万4千円未満）以下の方は市民税・県民税が非課税となります。

- 障害者
- 未成年者（平成14年1月3日以降生まれの方）
- 寡婦またはひとり親

### ●月割額の徴収方法

別添『令和4年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書』に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し、翌月10日までに納入してください。

### ●特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に、従業員の異動等やその他の理由で特別徴収税額の月割額を変更する場合には、「特別徴収税額の変更通知書」を送付します。ただし、「納入書」の送付については、原則として初回発送分のみとさせていただいております。お手数をおかけしますが、変更通知書が届いた際には変更後の月割額を徴収し、「8. 納入書の訂正の仕方 (P10)」をご参照いただき、随時手書きで修正して納入してください。

### ●月割額の納入場所および納期限

徴収された月割額は同封した「納入書」によって沖縄県内各金融機関、あるいは郵便局で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで、それ以降は順次翌月10日までです）

### ●ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に初めてゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、本しおり最終ページ（22ページ）にある「指定通知書」を、最初に納入する納入通知書（納付書）と一緒に提出してください。（※最初の1回のみ）

なお、前年度に引き続きゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は「指定通知書」の届出は必要ありません。

### ●納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、次のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで

（申請書及び記入例は18～19ページをご参照下さい。）

### ●納入が遅れた場合は

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになりますので、特に注意してください。

※納入が遅れた場合は、収納係へご連絡ください。

**収納係 TEL：098-840-8129**

### ●納入書を紛失した場合は

納入書の再交付の手続きを行ってください。

※事業所の所在地が県外にある等、特段の理由がある場合にはご連絡ください。

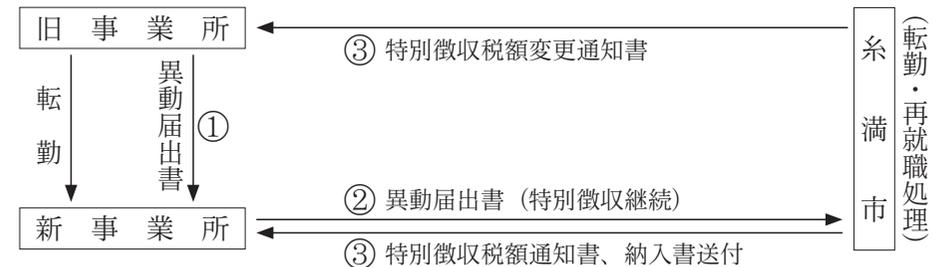
## 3. 転勤・退職等は届出を

### ●転勤・退職等は届出を（記入例及び届出書は11～14ページ）

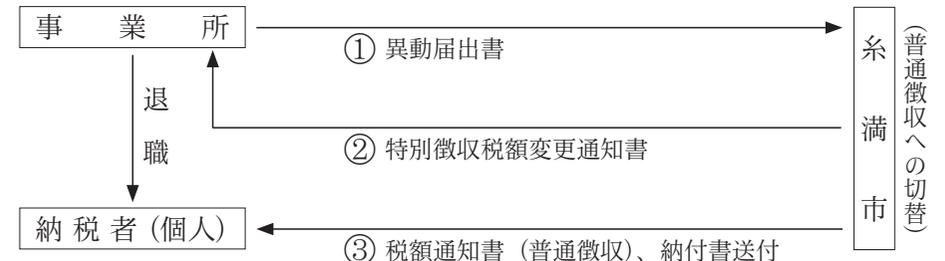
特別徴収の方法によって納税している方に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず「給与所得者異動届出書」を提出してください。（4月1日の異動については4月15日までに提出してください）この異動届出書の提出が遅れた場合、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となります。また、退職した納税者へ送付する納税通知書（普通徴収への切替分）が遅れることにより迷惑をかけることとなりますので、早めに届出をしてください。

なお、転勤の場合は、お手数ですが前もって新事業所へ月割額を連絡してください。

#### ◎転勤（特別徴収の継続）の場合（異動届出書の記入例は11ページ）



#### ◎退職の場合（異動届出書の記入例は12ページ）



### ● 1月以降の退職は一括徴収を（異動届出書の記入例は13ページ）

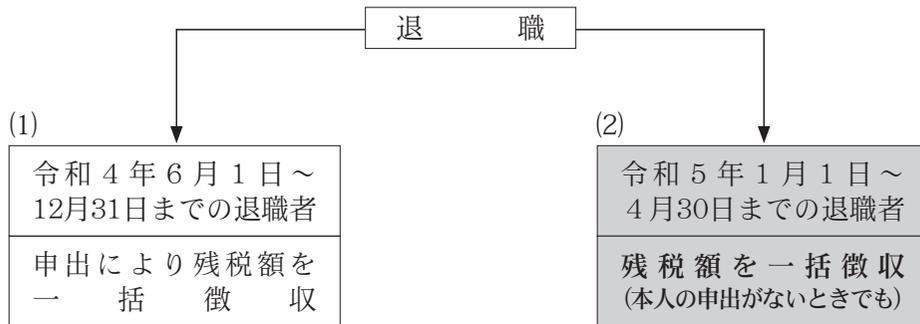
特別徴収の方法によって納税している方が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、下記の(1)または(2)に該当するときは、特別徴収義務者は、給与または退職手当等の支払いをする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

#### (1) 退職の日が令和4年6月1日から12月31日までのとき

退職した納税者から一括徴収の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、一括徴収してください。

#### (2) 退職の日が令和5年1月1日から4月30日までのとき

令和5年5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、一括徴収してください。（地方税法321条の5第2項）



### ● 4月2日以降の就職者の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合は「特別徴収への切替申請書」に納税義務者の住所・氏名等を記入のうえ、糸満市税務課に提出してください。（記入例及び申請書は15～16ページにあります）

### ● 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（17ページ）に変更事項を記入のうえ、糸満市税務課に提出してください。

## 4. 退職所得に係る特別徴収

### ● 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の市民税・県民税は退職金等の支払いの際に、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が自らその税額を計算し、その税額を退職金等から徴収して納入していただくことになっています。

### ● 特別徴収義務者は

退職金等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職金等の支払いをする際に、その退職金等について退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

### ● 納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有しており、かつ退職金等の支払いを受ける方です。

### ● 納入すべき市町村は

退職金にかかる市民税・県民税の課税は、退職金等の支払いを受ける方（退職者）の令和4年1月1日現在の住所地の市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、令和5年1月1日以降に退職する場合は、退職金等の支払いを受ける方（退職者）の令和5年1月1日現在の住所地の市町村に納入してください。その時には、給与所得分の一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額の納入すべき市町村が異なる場合があります。

## ●退職金等の支払いを受けるべき日は

退職金等について支払いを受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利が確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職金等で、会社の定款その他の定めにより、株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった日となります。

## ●退職所得、退職所得控除額

○退職所得=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×1/2

○退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

(例) 22年3ヶ月 → 23年

## ●税額の算出

(例) 勤続年数22年3ヶ月で退職し、退職金14,223,632円を受けた場合

①退職所得控除額：800万円+70万円×(23年-20年)=10,100,000円

②退職所得の額：(14,223,632円-10,100,000円)×1/2=2,061,816円  
⇒2,061,000円(1,000円未満切捨て)

③市町村民税所得割額：2,061,000円×6%=123,660円  
⇒123,600円(100円未満切捨て)

④都道府県民税所得割額：2,061,000円×4%=82,440円  
⇒82,400円(100円未満切捨て)

⑤ ③と④の合計206,000円が退職所得に対する市県民税額となります。

※勤続年数が5年以下の法人役員等は、退職所得の算式の「×1/2」が適用されません。

※法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員です。

※勤続年数5年以下の法人役員等以外の方に対して支払われる退職手当等の場合

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が  
300万円以下の場合

退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×1/2

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が  
300万円を超える場合

退職所得の金額=150万円+{退職手当等の金額-  
(300万円+退職所得控除額)}

※上記以外の方に対して支払われる退職手当等の場合

退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×1/2

## ●納入書と納入申告書

- 納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。
- 納入申告書は納入通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。(記入の仕方は10ページをご参照ください)
- 退職手当等支払対象者については、「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」に記入し提出してください。(納入内訳書及び記入例は20~21ページをご参照ください。)

## ●特別徴収税額の納入場所は

- 琉球銀行本店および各支店、出張所
- 沖縄銀行本店および各支店、出張所
- 沖縄海邦銀行本店および各支店、出張所
- 沖縄県農業協同組合本店および各支店、出張所
- 九州信漁連(糸満漁協代理店)
- ゆうちょ銀行、郵便局(※要指定：22ページ参照)

# 5. 市民税・県民税額の算出方法

## ●税額の計算

市民税・県民税の税額は、「均等割額」と「所得割額」の合計です。均等割は定額で、所得割は前年中の所得金額に応じて次の式により計算します。

前年の収入金額	-	必要経費(給与所得控除等)	=	総所得金額	-	所得控除 雑療損 医療費 社会保険料 小規模企業共済等掛金 生命保険料 地震保険料 寡婦・ひとり親 勤労学生者 障害者 配偶者特別 配偶者特別 扶養基礎	=	課税総所得金額	×	市民税所得割の税率	=	市民税の算出所得割額	-	市民税の税額控除(※)	=	市民税所得割額	+	市民税均等割額	=	市民税		
																					}	市・県民税年税額

※「税額控除」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合算額

## ●税率 「所得割」10%（市民税6%、県民税4%）※分離課税は別「均等割」5,000円（市民税3,500円、県民税1,500円）

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から令和5年度までの10年間、均等割が従来より1,000円（市民税500円、県民税500円）増額されます。

## ●非課税の主な基準等

### ●市民税・県民税の非課税(1)

下記の方が所得条件を満たすとき
・H14年1月3日以降生まれ(20歳未満) ・障害者 ・寡婦 ・ひとり親
合計所得 ≒ 135万円以下 (例：給与収入のみ 2,043,999円以下)

### ●市民税・県民税の非課税(2)

均等割	扶養無	合計所得 ≒ 38万円以下 (例：給与収入のみ 93万円以下)	所得割	扶養無	合計所得 ≒ 45万円以下 (例：給与収入のみ 100万円以下)
	扶養有	28万円×家族数+16.8万円+10万円 以下(所得) (家族数は本人と被扶養者の合計)		扶養有	35万円×家族数+32万円+10万円 以下(所得) (家族数は本人と被扶養者の合計)

## ●所得金額調整控除

下記の項目に該当する方は、所得金額調整控除が給与所得金額から差し引かれます。

【給与等の収入金額が850万円以上で、次のア～ウのいずれかに該当する場合】

ア. 特別障害者に該当する

イ. 22歳以下の扶養親族を有する

ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円で計算

【給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合】

所得金額調整控除額 = (給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円 ※ 給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円で計算

## 【計算例】

5,236,300 (給与収入金額)  
 ↓  
 3,748,800 (給与所得控除後の額)  
 - 525,850 (社会保険料控除)  
 - 70,000 (生命保険料控除) 一般分  
 - 330,000 (配偶者控除) 年金分  
 - 660,000 (扶養控除2人)  
 - 430,000 (基礎控除)  
 -----  
 1,732,000 課税総所得金額(千円未満切捨)

市民税	県民税
1,732,000	1,732,000
× 6%	× 4%
103,920	69,280 (税額控除前所得割額)
↓	↓
103,900	69,200 (←百円未満端数切捨)

調整控除(※)	市民税	所得税	人的控除額の差額
基礎控除	430,000	480,000	50,000
配偶者控除	330,000	380,000	50,000
扶養控除	330,000	380,000	50,000
扶養控除	330,000	380,000	50,000
			200,000

市民税	200,000 × 3%	=	6,000	
県民税	200,000 × 2%	=	4,000	

市民税	103,900		県民税	69,200
	- 6,000		- 4,000	調整控除(※)
	97,900		65,200	所得割額
	+ 3,500		+ 1,500	均等割額
	101,400		66,700	
	101,400	+	66,700	=
				168,100 (年税額)

●所得控除の内容

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多いほうの金額		
医療費控除	医療費等の実質負担額－ ① 10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額【限度額200万円】 ② 1.2万円【限度額8.8万円】 ※セルフメディケーション税制を受ける場合		
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払金額		
生命保険料控除 個人年金保険料 介護医療保険料		支払金額	控除額
	(1) 旧契約	15,000円以下	支払金の全額
		15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円
		40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円
	(2) 新契約	12,000円以下	支払金の全額
		12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円
		32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧契約のみの場合は上表(1)旧契約にて算出します。(H23.12.31以前の契約分) a 一般生命保険料控除額、b 個人年金保険料控除額 生命保険料の控除額は a + b となります。(上限 70,000円)		
新契約のみの場合は上表(2)新契約にて算出します。(H24.1.1以降の契約分) a 一般生命保険料控除額、b 個人年金保険料控除額、c 介護医療保険料控除額 生命保険料の控除額は a + b + c となります。(上限 70,000円)			
旧契約と新契約の両方ある場合は以下のとおり算出します。 新旧の a 一般生命保険料控除額と b 個人年金保険料控除額を上表(1)と(2)で算出し合計したあとに、c 介護医療保険料控除額を加え控除額を算出。その場合の a と b の上限額は 28,000円です。 生命保険料の控除額は a + b + c となります。(上限 70,000円)			
地震保険料控除		支払金額	控除額
	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下	全額
		5,000円超～15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円
		15,000円超	10,000円
地震保険、旧長期の両方がある場合は両方の合計額(限度額25,000円)			

寡婦控除	260,000円			
ひとり親控除	300,000円			
勤労学生控除	260,000円			
障害者控除	障害者控除	260,000円		
	特別障害者控除	300,000円		
	同居特別障害者控除	530,000円		
配偶者(特別)控除	納税者本人の合計所得金額			
	配偶者の合計所得金額	～900万円以下	～950万円以下	～1,000万円以下
	配偶者の合計所得金額48万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円
	48万円超～95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	95万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
	133万円以上	0円	0円	0円
扶養控除	年少(16歳未満)	0円		
	一般(16歳以上～19歳未満)	330,000円		
	一般(23歳以上～70歳未満)	450,000円		
	特定(19歳以上～23歳未満)	380,000円		
	老人(70歳以上)	450,000円		
基礎控除	同居老親等	450,000円		
	納税者本人の合計所得金額			
	2,400万円以下	430,000円		
	2,400万円超～2,450万円以下	290,000円		
	2,450万円超～2,500万円以下	150,000円		
2,500万円超	0円			

※給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。ただし、その場合であっても障害者控除については、適用を受けることができます。  
 ※年少扶養控除についても、障害者控除が適用されます。  
 ※医療費控除等について、セルフメディケーション制度と現行の制度を併用することはできません。

## ●税額控除の内容

### ◎税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の方
次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市民税3%）の相当額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の方
下記①の金額から下記②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）の相当額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	配偶者（特別）控除	納税者本人の合計所得金額			
寡婦控除	1万円		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円		配偶者の合計所得金額 48万円以下	5万円	4万円	2万円
勤労学生控除	1万円					
障害者控除	普通		老人控除対象配偶者 48万円超 50万円未満	10万円	6万円	3万円
	特別		50万円以上 55万円未満	5万円	4万円	2万円
	同居特別		55万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
扶養控除	一般		55万円以上 133万円未満	0円	0円	0円
	特定		5万円			
	老人		18万円			
同居老親	10万円					
基礎控除	13万円					
	5万円					

### ◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和4年までの入居者に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①又は②のいずれか少ない額（平成19年、20年の入居年に関しては、住民税における控除の適用はありません。）			
①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額			
②＜平成26年3月31日までに入居した場合＞			
所得税の課税所得金額等の額の5%（最高97,500円）			
＜平成26年4月1日～令和4年12月31日に入居した場合＞※新たな消費税率で住宅を取得した場合			
所得税の課税所得金額等の額の7%（最高136,500円）			
市民税	3/5	県民税	2/5

### ◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の10%（県民税4%、市民税6%）に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）	
1 都道府県、市区町村に対する寄附金	
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金	
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの	
ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円超～330万円以下	80%
330万円超～695万円以下	70%
695万円超～900万円以下	67%
900万円超～1,800万円以下	57%
1,800万円超～4,000万円以下	50%
4,000万円超～	45%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職金額を有する場合）	地方税法に定める場合

### ◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## 6. 特別徴収に関するQ & A

- ◆税額通知書に含まれていない従業員がいるのですが？
  - ①新入社員の場 合 → 「特別徴収への切替申請書(P16)」(記載例:P15)の提出が必要です。
  - ②転勤の場合 → 「給与所得者異動届出書(P14)」(記載例:P11)の提出が必要です。
  - ③以前から勤めてい る → 対象の従業員の方の給与支払報告書が普通徴収の取り扱いになっ ている可能性があります。
  
- ◆税額通知書にすでに退職した従業員がいるのですが？
  - 「給与所得者異動届出書(P14)」(記載例:P12)の提出が必要です。
  
- ◆給与支払報告書を糸満市に提出したのに税額通知書が届いていない のですか？
  - 本年1月1日現在の住所地が糸満市ではない従業員の方については、自治体間で給与支払 報告書の回送を行う場合があります。その場合は、対象従業員の方の本年1月1日現在の 住所地(市区町村)から税額の通知が届くことになります。
  - ※ご提出いただいた給与支払報告書が普通徴収の取り扱いになっている場合は、特別徴収の 税額通知は届きません。
  
- ◆納入書で税を納めたのに督促状が届きました。どうすればよいですか？
  - 以下の点についてご確認をお願いします。
  - (1) 「特別徴収税額の変更通知書」が届いていないか。
  - (2) 退職等により納入額のみ訂正し、「給与所得者異動届出書」の提出を忘れていないか。
  - (3) 誤った月の納入書で納入していないか。
  - ※上記(1)～(3)に該当する場合は、収納係へご連絡ください。

**収納係 TEL : 098-840-8129**
  
- ◆提出した給与支払報告書の給与所得額と、税額通知に記載のある 給与所得額が異なるのはなぜですか？
  - 税額の計算(各所得額の計算)については、糸満市において収受した課税資料(給与支払 報告書、確定申告書など)をもとに、十分な確認作業を踏まえ税額を決定しております。
  - 万が一、当市の税額通知書に記載された所得額等と、事業所様の把握する所得額等が異なる 場合は、対象の従業員の方(ご本人)に金額の詳細を確認していただき、疑問点等がありま したら、ご本人から税務課市民税係へ直接ご連絡していただくようお願いください。

## 7. 糸満市指定金融機関について

- ◆糸満市発行の納入書で振込みをする場合
  - 本市発行の市県民税の納入書をご利用の場合は、沖縄県内のほとんどの金融機関 で振込みができます。
  - ただし、沖縄県外で振込みする場合、郵便局・ゆうちょ銀行のみとなりますので、 その際は、本しおり22ページの「指定通知書」をご利用ください。
  
- ◆糸満市発行の納入書以外で振込みをする場合
  - 本市発行の市県民税の納入書を使用せずに振込みをする場合は、下記の指定金融 機関に振込みしていただくようお願いします。
  - 令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間は「沖縄海邦銀行」となっ ておりますのでご注意ください。
  - なお、指定口座振込み納付の際は、振込通知書に特別徴収義務者の「指定番号」 を必ず記入してください。

指定金融機関名	沖縄海邦銀行 糸満支店 金融機関コード：0596 支店コード：032
口座名義	糸満市会計管理者
口座番号	594865 (市県民税用)
口座種類	普通預金
指定期間	R2.7.1 から R5.6.30 まで
市町村コード	472107



# 8. 納入書の訂正の仕方

●納入税額が「納入金額(1)」欄の税額と異なるとき

- ①領収証書の「納入金額(1)」を一本線で消します。
- ②領収証書の「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額を記入します。
- ③納入書、納入済通知書（ミシン目で連結）も同様に訂正します。

※「¥」、「金」等は記入しないで下さい。

この欄は手書きで記入してください。

領収証書

		納入金額(1) 円																		
		<del>243600</del>																		
納入金額(2)	給与分 <small>一括徴収分を含む。</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円	<input type="text"/>									
	退職所得分	<input type="text"/>																		
	延滞金	<input type="text"/>																		
	督促手数料	<input type="text"/>																		
	合計額	<input type="text"/>																		

納入書

		納入金額(1) 円																		
		<del>243600</del>																		
納入金額(2)	給与分 <small>一括徴収分を含む。</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円	<input type="text"/>									
	退職所得分	<input type="text"/>																		
	延滞金	<input type="text"/>																		
	督促手数料	<input type="text"/>																		
	合計額	<input type="text"/>																		

この欄は、手書きで記入してください。

納入済通知書

		納入金額(1) 円																		
		<del>243600</del>																		
納入金額(2)	給与分 <small>一括徴収分を含む。</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円	<input type="text"/>									
	退職所得分	<input type="text"/>																		
	延滞金	<input type="text"/>																		
	督促手数料	<input type="text"/>																		
	合計額	<input type="text"/>																		

この欄は、記入する必要はありません。  
¥、金、等は記入しないでください。

●退職・・・給与分の税額を一括徴収し、退職所得に係る税額を同時に納付するとき

- ①領収証書の「納入金額(1)」を一本線で消します。
  - ②領収証書の「納入金額(2)」の「給与分」、「退職所得分」、「合計額」欄にそれぞれの納入金額を記入します。
  - ③納入書、納入済通知書（ミシン目で連結）も同様に訂正します。
  - ④納入済通知書の裏面に「退職手当等支払金額」、それに対する「市民税」「県民税」の額を記入します。
- ※裏面の「市民税」と「県民税」の合計は、表面の「退職所得分」の額と一致します。

この欄は手書きで記入してください。

領収証書

		納入金額(1) 円																		
		<del>243600</del>																		
納入金額(2)	給与分 <small>一括徴収分を含む。</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円	<input type="text"/>									
	退職所得分	<input type="text"/>																		
	延滞金	<input type="text"/>																		
	督促手数料	<input type="text"/>																		
	合計額	<input type="text"/>																		

(納入済通知書の裏面)

市民税		系満市長 殿																			
		令和4年10月5日提出	令和4年9月分 人員 人																		
納入申告書	退職手当等支払金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	<input type="text"/>									
	特別徴収税額	市民税	<input type="text"/>																		
	県民税	<input type="text"/>																			

毎月の税額と一括徴収した額の合計額を記入します。

裏面の「市民税」と「県民税」の合計額は、表面の「退職所得分」の額と一致します。

## 9. 異動届の書き方

### ≪ 記入例 ≫

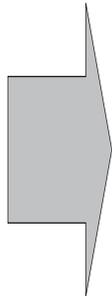
#### ● 転勤したとき～特別徴収継続

◎この異動届出書は異動があった翌月の10日までに必ず提出してください。  
4月1日の異動については4月15日までに提出してください。

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円

月割額	
6月 5,200円	(株)糸満商事で 10月分まで 徴収済み 23,200円
7月 4,500円	
8月 4,500円	
9月 4,500円	
10月 4,500円	
11月 4,500円	(株)那覇商会で 11月分から 徴収する 31,500円
12月 4,500円	
1月 4,500円	
2月 4,500円	
3月 4,500円	
4月 4,500円	
5月 4,500円	



### 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。  
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

令和4年11月5日		所在地 〒901-0361 糸満市字糸満 10-1-1		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
糸満 市長 殿 <small>（特別徴収者） 給与支払者</small>		フリガナ イトマンショウジ		特別徴収義務者番号 40000100	
		氏名又は名称 (株)糸満商事		宛名番号 12	
		個人番号又は法人番号 7890123456789		担連所属 総務	
フリガナ キンジョウ サブロウ		フリガナ イトマンショウジ		当絡氏名 上原花子	
氏名 金城三郎		氏名又は名称 (株)糸満商事		当絡先電話 098-840-8128	
生年月日 S34年5月6日		氏名又は名称 (株)那覇商会		内線 (252)	
個人番号 123456789012		個人番号又は法人番号 7890123456789		者先電話	
受給者番号		フリガナ ナハシヨウカイ		者先電話	
1月1日現在の住所 西崎1-2-3		フリガナ ナハシヨウカイ		者先電話	
異動後の住所 那覇市東町6-8-4		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	
特別徴収税額 (年税額) 54,700円		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	
(イ) 徴収済額 23,200円		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 31,500円		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	
異動年月日 4年2月10日		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	
異動の事由		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	
異動後の未徴収税額の徴収方法		氏名又は名称 (株)那覇商会		者先電話	

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 4,500円を	
特別徴収義務者 40654300 (新規) 法人番号 4567890123456		11月分(翌月10日納入期限分)から	
所在地 〒900-0002 那覇市曙3-2-16		徴収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ ナハシヨウカイ		受給者番号	
氏名又は名称 (株)那覇商会		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1	
担当者連絡先		1. 必要 2. 不要	
所属氏名 総務			
氏名 玉城幸子			
電話 098-840-8111			
内線 (344)			

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		月分(翌月10日納入期限分)で	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		納入します。	
徴収予定日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)	
月 日		円	

3. 普通徴収の場合		※市町村特記入欄	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
3. 死亡による退職であるため			





# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。  
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

令和 年 月 日  <b>糸満</b> 市長 殿		給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号							
			フリガナ											宛 名 番 号							
			氏名又は名称											担 連 所 属 当 絡 氏 名							
			個人番号又は法人番号												←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	者 先 電 話	内線 ( )				
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日 異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏 名																				
	生 年 月 日	年	月	日																	
	個 人 番 号																				
	受給者番号																月 月 月	月 月 月	年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 支併 7. その他 職 長 不 定 期 散 他 動 欠 亡 期 散 他 事 由 ・ 理 由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所																月 月 月	月 月 月	年 月 日	右から番号を記入 右から番号を記入	右から番号を記入
異動後の住所											円	円	円								

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新しい勤務先	特別徴収義務者	(新規) 法 人 番 号										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒											
	フリガナ											受 給 者 番 号	
	氏名又は名称											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)								_____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
		月	日	円									

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため												



# 10. 切替申請書の書き方

◀ 記入例 ▶

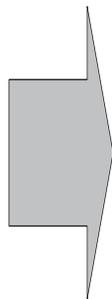
● 就職したとき～特別徴収へ切替

◎この申請書は就職した従業員の住民税を特別徴収する場合に提出してください。

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円

期割額	【普通徴収】
1期 13,900円	納税通知書で 本人が納付 (1期～3期) 41,100円
2期 13,600円	
3期 13,600円	
4期 13,600円	
月割額	【特別徴収】
12月 2,600円	普徴4期分を (株)糸満商事で 12月分から 徴収する  13,600円
1月 2,200円	
2月 2,200円	
3月 2,200円	
4月 2,200円	
5月 2,200円	



## 特別徴収への切替申請書

[普通徴収→特別徴収]

令和4年11月5日		住所又は所在地	糸満市字糸満 10-1-1		特別徴収義務者指定番号	40000100	新規 ○印
糸満 市長 殿	給与支払者	フリガナ	イトマンショウジ		連絡者	係名	総務
		名称	(株)糸満商事			氏名	上原花子
		法人番号又は個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	電話		(098)840-8128 (内線) 252	
給与所得者	受給者番号(あれば記入)	フリガナ	キンジョウ サプロウ	生年月日	左記の者について		
		氏名	金城三郎	34年5月6日	普通徴収の	4	期以降を
	1月1日の住所	糸満市 西崎1-2-3		T S H	当社で	12	月分より
	現住所	那覇市東町6-8-4			特別徴収します。		
異動年月日	R4年11月5日		給与所得者	※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。			
申請理由(○印をつけてください。)				【通徴収の納期限】			
<input type="radio"/>	入社したため			第1期:6月30日 第2期:8月31日 第3期:10月31日 第4期:1月31日			
<input type="radio"/>	その他(例:復職など)		納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、翌日(平日)となります。			市町村処理欄 台帳処理年月日	
						入力処理年月日	
						通知書番号	
						個人コード(宛名番号)	

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。



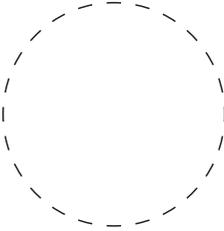




# 特別徴収義務者所在地等変更通知書

糸満 市長殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称											連絡者の係 及び指名並 びにその 電話番号	係	
		代表者の 職 氏 名												氏 名	
		法人番号													

変更年月日

年

月

日

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話		
備 考		

○特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称		
	電 話		

※ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。



裏面を見て記入すること。

# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

処 理 日  
令和 年 月 日

令和 年 月 日  <b>糸満</b> 市長殿	（特別徴収義務者） 給与支払者	住所又は地 所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	
		フリガナ											連絡者	係
		名 称												氏 名
		法人番号又は個人番号												

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例について { 1. 承認 2. 取消 } を申請します。

1. 特例の適用を受けようとする税額				年 月分 以降の特別徴収税額					
申請日前 6 ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額	年 月	人 員	給与支払金額	年 月	人 員	給与支払金額	年 月	人 員	給与支払金額
	年 月	人 員	給与支払金額	年 月	人 員	給与支払金額	年 月	人 員	給与支払金額

(注) ・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月 10 日を納期限としています。  
 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。

2. 納期の特例の適用を取り消す事由

(1) 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満ではなくなった為  
 (2) その他 ( )

(注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月 10 日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めて下さい。

3. その他

(1) 市税の滞納の有無について ( 有 ・ 無 )  
 有る場合、その理由… ( )

(2) 申請日前 1 年以内の納期の特例について  
 その承認の取消しを受けたことが ( 有 ・ 無 )

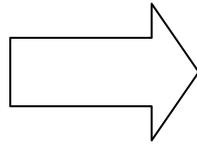
●住民税特別徴収税額の納期の特例

- ◎この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける方が常時10人未満の特別徴収義務者です。  
 ※常時10人未満とは、平常時に給与の支払いを受ける方のことで、繁忙期に臨時に雇い入れた人数は除きます。
- ◎この特例の適用を受けるためには、本申請書（表面）を記入して申請し、市長の承認を受けなければなりません。
- ◎この特例の承認を受けると、給与等で徴収した特別徴収税額を次に掲げる期限までに納入することになります。

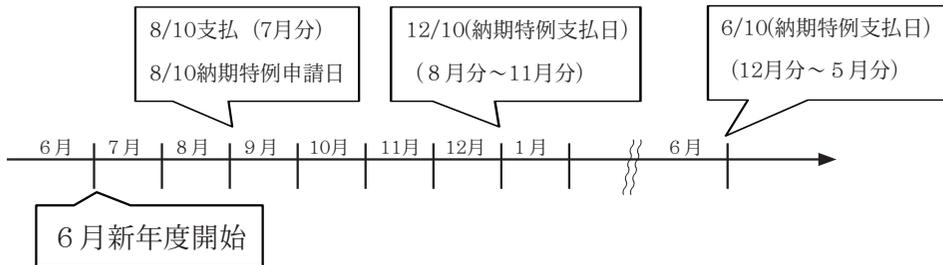
税額を徴収した期間	納入期限
6月から11月までに徴収した税額	12月10日
12月から5月までに徴収した税額	6月10日

例：(株)系満商事 職員5人、臨時等3人を令和4年8月10日に申請する場合。  
 申請月と5ヶ月前の従業員人数を記入します。

月	職員	臨時等
8月	5人	3人
7月	4人	4人
6月	5人	3人
5月	3人	5人
4月	5人	3人
3月	5人	3人



- ◎申請のあった月から納期の特例が適用されます。  
 ※8月10日に納期の特例を申請し、承認を得た8月分から特例適用。
- |           |      |        |        |
|-----------|------|--------|--------|
| 7月分       | 納入期限 | 8月10日  | (通常通り) |
| 8月分から11月分 | 納入期限 | 12月10日 | (納期特例) |
| 12月分から5月分 | 納入期限 | 6月10日  | (納期特例) |



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

令和4年8月10日		住所又は所在地 〒901-0361 系満市字系満10-1-1	特別徴収義務者 指定番号 4000100						
系満 市長殿	フリガナ イトマンショウジ	係 総務	連絡者 氏名 上原花子 TEL (098) 840-8128 (内線) 252						
	名称 (株)系満商事	氏名							
法人番号又は個人番号		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9							
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について { 承認 2. 取消 } を申請します。									
1. 特例の適用を受けようとする税額		R3年8月分以降の特別徴収税額							
申請日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額	年月	人員	給与支払金額	年月	人員	給与支払金額	年月	人員	給与支払金額
	R4年8月	5	500,000	R4年7月	4	400,000	R4年6月	5	500,000
	R4年5月	3	300,000	R4年4月	5	500,000	R4年3月	5	500,000
(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。				2. 納期の特例の適用を取り消す事由					
(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった (2) その他 ( ) (注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めて下さい。				3. その他					
(1) 市税の滞納の有無について (有・無) ( ) 有る場合、その理由… ( )				(2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが (有・無) ( )					



### ■退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書の書き方

退職手当等の支払いがあり、退職手当等に対する所得税額を納入する場合には、次の記入例を参考に、納入内訳書に記入のうえご提出ください。

- ①提出日 欄…提出年月日を記入してください。
- ②徴収月・納入年月日・納入税額計・人員計 欄…徴収月、納入年月日、納入する所得割額の合計額、納入する従業員等の人数を記入してください。
- ③特別徴収義務者 欄  
特別徴収義務者の郵便番号、住所（所在地）及び名称を記入のうえ、押印してください。  
なお、特別徴収税額決定（変更）通知書に印字されている指定番号、連絡者（この届出に関して問い合わせがある場合の担当者）の連絡先を記入してください。
- ④住所・氏名 欄…退職手当等の支払いを受ける納税者（従業員等）の住所・氏名を記入してください。
- ⑤退職手当等の支払金額 欄…退職手当等の支払金額を記入してください。
- ⑥勤続期間及び勤続年数 欄…退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数（1年未満の端数切上げ）、退職所得控除額の控除後の金額（計算方法は5ページ参照）を記入してください。
- ⑦役職名 欄…退職手当等の支払いを受ける納税者（従業員等）が、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、清算人、その他の役員または相談役もしくは顧問である場合には、その役職名を記入してください。
- ⑧徴収された税額 欄…徴収された所得割額について、市民税額、県民税額及び合計金額を記入してください。
- ⑨退職所得申告書の提出 欄…「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無を記入してください。

※ご注意※ 退職手当等の支払いを受ける納税者（従業員等）が、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、清算人、その他の役員または相談役もしくはある場合には、退職所得の特別徴収票（退職所得の源泉徴収票と同一様式）を添付して提出してください。

〈記入例〉

**退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書**

①	令和 4 年 10 月 4 日	徴収月 令和 4 年 9 月分	納入年月日 令和 4 年 10 月 4 日	住所又は所在地 〒901-0361 糸満市字系満10-1-1 フリガナ イトマンショウジ	特別徴収義務者 指定番号 40000100	裏面を見つて記入すること。
②	糸満 市長殿	納入税額計 115,000 円	人員計 2 人	名称 (株)糸満商事	連絡者 係 総務 氏名 上原花子 TEL 098-840-8128 (内線)252	

住所 氏名	退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職手当等の支払金額	退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数	退職所得控除額の控除後の金額	徴収された税額			退職所得申告書の提出	摘要
					市民税	県民税	合計		
④	糸満市西崎1-2-3 金城三郎	4,500,000 円	自平成 24 年 4 月 1 日 至令和 4 年 9 月 30 日 11 年	100,000 円	3,000 円	2,000 円	5,000 円	有	
⑤	糸満市字系満〇番地 糸満太郎	9,000,000 円	自平成 18 年 4 月 1 日 至令和 4 年 9 月 30 日 17 年 常務	2,200,000 円	66,000 円	44,000 円	110,000 円	有	
⑥				円	円	円	円	1. 有 2. 無	
⑦				円	円	円	円	1. 有 2. 無	
				円	円	円	円	1. 有 2. 無	

(注)・退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額を納入の際に、あわせて糸満市税務課に提出していただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行・  
郵便局の指定に  
ついて

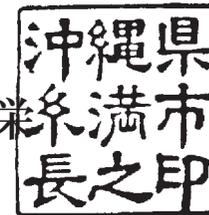
特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」を、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名記載のうえ当初納入される際その郵便局に提出してください。

前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引続き利用できますから提出の必要はありません。

殿

糸満市長 當 銘

真 栄



## 指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 認可又は承認番号 | 事貯業第2440号      |
| 2. 口座番号     | 02060-8-960149 |
| 3. 加入者の名称   | 糸満市会計管理者       |
| 4. 取まとめ局    | 福岡貯金事務センター     |
|             | 郵便番号812-8794   |